

フランスの教育課程行政と 教科書に関する研究

— コレージュ公民科を中心に —

大津 尚志

目次

- I フランスの教育課程行政
- II フランスの教科書制度
- III フランスのコレージュ公民教科書の内容
- IV フランスの公民教科書と外国人（移民）問題、性差別問題
 - 1 外国人（移民）問題
 - 2 性差別問題
- V むすびにかえて

I フランスの教育課程行政¹⁾

フランスでは、従前から文部省により学習指導要領 (programme) が定められていた。それは、1989 年になって、教育基本法第 5 条²⁾によって法的根拠を与えられた。学習指導要領が、各課程ごとに、その課程において習得されるべき基本的知識 (connaissances essentielles) を定め、それは全国的な大綱 (cadre national)³⁾であり、その枠内において教員が、各々の生徒の学習のリズムを考慮して、教育を編成する、と規定された。さらに同法 6 条では、文部大臣により任命される学識経験者により構成される「全国教育課程審議会 (Conseil National des Programmes, CNP)」を設ける規定がおかれている⁴⁾。92 年 2 月には、同会により答申「学習指導要領憲章 (Chartes des programmes)」が出され学習指導要領の基本的性格が示された。そこで、「教育の真の民主化は、…学習指導要領が全国的基準の大綱を提供してくれるときのみ可能となる⁵⁾。」「教科書は学習指導要領を実施するための不可欠な道具である。教科書は学習指導要領の代わりでない。教科書は…学習指導要領にともなうテキスト (texte d'accompagnement du programme)⁶⁾」とされた。

学習指導要領作成の過程は次の通りとなる。まず文部省が CNP に答申を求め、その後文部省中等教育局 (direction des lycées et collèges) の下の教科専門グループ (groupes techniques disciplinaires) によって作られた草案を文部大臣が発表する。その後、「国民協議 (consultation nationale)」がなされる。学習指導要領の草案を教育関係者 (CNP、高等教育・研究省、教員組合、専門協会、全国出版組合、等) に送付し、全国的な検討に付すこととなる。すべての公立、契約下私立学校長のもとに送られる。校長が教員の意見をとりまとめて大学区長に送る。地方教育視学官のあいだでも、協議が行なわれる。そして初等中等局は学区の応答の結

果を確保する (assurer) 責任を負う⁷⁾。実際に、教員らは積極的に検討に参加している⁸⁾。国民協議の前に、学習指導要領の草案は文部省官報に掲載される⁹⁾。そして、「応答は…大学区の IPR-IA (地方教育視学官、大学区視学官) の事務所を送らなければならない¹⁰⁾、とされる。

その後、再検討された原稿が中央教育審議会 (Conseil Supérieur de l'Éducation)¹¹⁾に送付され、その意見を受けたのちに文部大臣が文部省官報に学習指導要領を告示する¹²⁾。草案と告示される学習指導要領を比較すると国民協議などの結果、草案にかなりの修正が加えられている。従来の中央集権的な教育課程行政にかわって、教師参加、分権化がすすめられているといえよう¹³⁾。

なお、1994 年、バイルー文相「158 の決定」前文で、「すべての教員は学習指導要領の推敲 (élaborer) に参与する。教育目標と教育内容に関して、国会での討議が定期的に行なわれる¹⁴⁾。」と述べられている。そして、実際に国会で学習指導要領にかかわる質問が行なわれたりしている。ほんの一例をあげると、94 年 11 月に、Tattinger 議員が学習指導要領の軽減について¹⁵⁾、97 年 2 月には、Dauvresse 議員がコレージュ第 5、4 級の学習指導要領で授業時間数に幅をもたせたことの問題点について¹⁶⁾、それぞれ文部大臣に質問を行なっている。

以上の点からしては、フランスでは学習指導要領作成に関して民主的な過程の保障がされていると評価できよう。また作成過程外部で、教科書攻撃が大規模に行なわれていないことからして、民主過程が正常に機能しているとも思われる¹⁷⁾。

コレージュ (前期中等教育機関、4 年制) に関しては近年では 85 年 (86 年新学期以降第 6 級より順次実施)¹⁸⁾、次いで 95 年に改訂が発表されている (96 年新学期以降順次実施)¹⁹⁾。最新の学習指導要領作成にあたっては、CNP は、内容の段階付け (hiérarchiser) と、削減 (alléger) を主張していた²⁰⁾。

学習指導要領によって、科目名、授業時間数は決められている。95 年以降のものは、85 年のそれと比較すると、学校の裁量で科目の週あたりの授業時間数に幅をもたせてよいこととなっているところがある²¹⁾、選択科目で、地域語 (langue régionale、ブルトン語、コルシカ語、アルザス語など) が第 4 級以降導入されている^{22) 23)}、という特色がある。

なお、私立学校にも学習指導要領の適用はある。フランスの私立学校は 1959 年のダブル法以来、協同契約、単純契約、契約外の三種

に分類される。ダブル法は、国と共同契約を結ぶ学校では教員給与、学級運営費を国が負担する²⁴⁾、単純契約を結ぶ学校では、教員給与は国が負担する²⁵⁾、と規定した。契約外の学校はそのような助成をうけない。協同契約では、「教育は公教育の諸規定と教育課程 (règles et programmes) に従って行なわれる²⁶⁾」そして「公教育の授業時間数および方法に関する一般的諸規則を尊重し (respecter) なければならぬ²⁷⁾。」とされる。単純契約では「公式の試験を準備をさせ、文部大臣によって禁止されていない教科書を使用し、公教育の教育課程と授業時間数を参照 (référence) して、基礎教育科目の教育を編成しなければならない²⁸⁾。」契約外の学校、あるいは家庭で教育を受ける子ども等に対しては、そのような国家による統制は行なわれない。99年になって、デクレ (政令) で子どもが習得しなければならない知識等が規定された。それは、公民教育に関連する事柄としては「子どもはフランス共和国の憲法前文、世界人権宣言、子どもの権利条約に規定された人権、批判的精神の行使と議論の実践を通して判断力の養成を尊重するなかでの市民性の行使のための原理、観念、知識を習得しなければならない²⁹⁾。」と定められているだけである。学習指導要領からの離脱の自由も保障されているのである。

なお、94年度、フランス本土において小学校では、公立に3348千人、協同契約に368千人、単純契約に224千人、契約外に8千人が在籍している。コレージュ (第6級～第3級) では、公立に2612千人、協同契約に667千人、契約外に6千人が在籍している³⁰⁾。

学習指導要領は、各科目ごとで作られるが、コレージュの公民 (éducation civique)³¹⁾科は、4年間にわたって、ほぼ週1時間を割り当てられる。

公民科では、まず目的 (finalités et objectifs) が示され、その後には教科内容 (programme) が規定されそしてその教科内容のそれぞれの項目ごとに約5行程度の解説 (commentaires) が加えられる。そして、参照すべき文書 (憲法の条文、世界人権宣言や子どもの権利条約の条文など) が挙げられている。本稿では、その中で教科内容のみを訳出しておく³¹⁾。

(第6級)

I 学校の意味

1 コレージュにおける生活 (組織された共同体、関与者、パートナー/学校内部の規則/情報と訓練の場、CDI/コレージュ、責任の体験の場所/コレージュ、共同生活の体験の場所)

2 教育: すべての人の権利 (獲得、公共サービスの使命/教育における非宗教性 (laïcité))

II 人の権利と義務 子どもは権利と義務の保持者 (子どもの権利条約)

1 生徒、権利と義務を持つ人 (人の身元の側面)

2 生徒と市民性 (市民の特質/市民性の体験)

III 生活、環境の限界に直面する責任、社会的側面と生徒の責任

1 生活、環境の限界に直面する責任 (築かれた空間、緑地、自然遺産の価値の尊重、適用/共同空間の整備)

2 遺産 (patrimoine) に向かう責任 (遺産の観念/市町村の歴史的文化的遺産に向かう責任)

(第5級)

平等、連帯、安全

I 平等

すべての人間は、人間であるという単なる事実から同等な尊厳をもつ。すべての市民、統治される者、裁判を受ける者は法の前に平等であり、公職、制度に同じように接近できる権利を有する。

(法の前の平等/差別の拒否/人の尊厳)

II 連帯

個人が責任の一端を所持する人間の共同体にあらわれるしるしである。連帯は友愛の価値、正義の観念、個人の尊厳と結びつく。

(連帯の精神/確立された連帯)

III 安全

安全に関する法、規則は各々の個人の権利を保障する。

(コレージュと日常生活の中において/重大な危険に対する直面)

(第4級)

I 自由と権利

権利は自由を具体化する。

(個人と集団の自由/さまざまな生来の権利/情報の問題点)

II フランスにおける司法

法治国家では、司法は自由と基本権の実効的保護を保障する。

(司法の原理/裁判組織/訴えの道)

III 人権とヨーロッパ

ヨーロッパの市民性の基本原理

(共有される価値/国のアイデンティティ/ヨーロッパの市民性)

(第3級)

I 市民、共和国、民主主義

(市民性/共和国の価値、原理とシンボル/民主主義)

II 共和国の権力の組織

(第五共和制の制度/国の行政と地方自治体/フランスの制度とEU/選挙)

III 政治的、社会的市民性

(関与者、社会生活における市民)

IV 民主主義の討論

(世論とメディア (必ず扱うテーマ) /問題となる国家 (選択) /社会、政治生活における女性の地位 (選択))

V 防衛と平和

(国防、集団の安全と平和/連帯と国際協力)

なお、第3、4、5級では、各章ごとに、配当されるべき時間数 (例えば、第5級第1章「平等」では8~10時間、というように幅をもたせてはいる。)まで規定されている。85年版のものと比較すると、その10年間の間にEUの成立、ソ連解体による冷戦終決といった事態が生じたこともあり、かなり変化している。そして、後述するようにその変化に即して教科書記述の大綱も変容しているのである。

II フランスの教科書制度³²⁾

フランスでは日本のように学習指導要領に基づいて教科書検定が

行なわれてはいない。フランスの教科書は学習指導要領に強く影響されて作られている。そのことは、上記内容と後で示す教科書の目次を対応させてみると明白である。学習指導要領と目次の項目名が一致していることさえ、少なくない。また、近年では教科書内に学習指導要領の項目名と、それに対応する教科書のページの一覧表が掲載されているくらいである。そうされる理由としては、学習指導要領から大きく逸脱する教科書は採択されず、それでは出版社の利益にならないことが考えられる。政治的に極端な立場の教科書は採択されないためにそもそも作成されない、という市場のメカニズムが機能している。またフランスではコレージュ終了後に DNB (diplôme national du brevet) という資格試験があり、それが教育課程を規定している。文部省の事務覚書でも、試験の「問題は学習指導要領に関連して作り上げられる³³⁾」とされている。第3級になると、教科書の中に“brevet”の文字が登場するくらいである。

教科書採択は以下の手続きを経て行なわれる。小学校の場合、各郡 (canton) ごとに教師によりリストがつくられ、県教育委員会で審議を経て、そして大学区総長にリストの承認を受ける。が、この承認は形式的なものである³⁴⁾。そしてリストの中から学校が採択することになる³⁵⁾。コレージュでは教科委員会 (conseil d'enseignement) がリストを作り、大学区視学官の承認をえる。そして学校評議会 (conseil d'établissement) によって採択される³⁶⁾。事実の上では同一市町村 (commune) では同じ教科書が使われていることが多い³⁷⁾。

なお、文部省は「道徳、憲法、法律」に反する教科書使用を禁止する権限をもっていて³⁸⁾、公中央教育審議会がそのために意見を述べることができる旨が1880年に規定されたが³⁹⁾、この権限が第2次大戦後に発動されたことはない⁴⁰⁾。86年の通達で、教科書選択基準として「教科書は学習指導要領、訓令 (programme et instruction) に合致していなければならない⁴¹⁾」とされているが、法的紛争は生じていない。問題はコントロールから、財政へと移ったのである⁴²⁾。教科書無償の範囲は徐々に広がった。小学校は早くから無償となったが⁴³⁾、コレージュはいわゆるアビ改革以降、公立は無償、協同契約下の私立には補助金が出される旨の通達がだされた⁴⁴⁾。なお、教科書の価格は日本のように一律に決められているわけではない。教科書の大きさ、紙質、印刷なども、出版社によって異なる。なお、少し古いデータではあるが1981年の時点では、教科書市場は15社でシェアの90%が占められている⁴⁵⁾。

フランスのコレージュ教科書執筆者は、コレージュ教師の割合が高い。日本の教科書がほぼ大学教授により執筆されることと対照的である⁴⁶⁾。

なお、フランスの教育実践において、教科書の依存度は日本ほどは高くない⁴⁷⁾。1985年のある調査によると、「47%の教師が毎日教科書を使い、45%がその使用を減らすことに反対し、32%は自分はいちいち使わないと考えている⁴⁸⁾」という。

III フランスのコレージュ公民教科書の内容

本稿作成にあたり、筆者は5社の教科書を参照した⁴⁹⁾。以下では、有力な出版社の一つである Nathan 社の公民教科書「明日、市民 (de demain, citoyen)」の目次を訳出する⁵⁰⁾。

(第6級)

第1部 なぜ、コレージュ

1 四年間のコレージュで / 2 コレージュ : 生活の空間 / 3 コレージュ : 教育の集団 / 4 共通の生活規則 / 5 コレージュ : 民主主義を習得する場所 / 6 コレージュ : 決定する場所 / 7 C D I (資料情報センター) : 自律の習得

第2部 教育、すべての人の権利

1 公立、義務、無償の学校までへの長い道のり / 2 非宗教性 : すべての人のための学校 / 3 教育 : 大きな願望 / 4 教育 : 未来のための財政上の努力

第3部 人の権利と義務

1 人の身元 / 2 他者の尊重 / 3 フランス国民 : 永続する作業場 / 4 いかんして人はフランス市民となるか? / 5 民主主義における市民の権利 / 6 人、市民の義務 / 7 結社の中の市民 / 8 ヨーロッパ市民

第4部 環境と遺産 (patrimoine) の保護

1 コレージュ : 公的な場所、人間性の開花の場所 / 2 コレージュと近くの環境 / 3 なぜ我々の環境を守るのか? / 4 議員と市町村の空間 / 5 遺産 : みんなにかかわりがあること / 6 文化遺産と自然遺産 / 7 産業の遺産、長い間忘れられていたもの / 8 自然空間の保護

(第5級)

第1部 平等 : 尊厳の問題

第1章 人間の尊厳

1 尊厳 : 尊重を受ける権利 / 2 尊厳 : 人間の責任 / 3 健康 : 保護される資本

第2章 権利の平等

1 すべての人のためのコレージュ、あるいは各々のためのコレージュ / 2 法の前でのすべての人の平等 / 3 平等、権利の要求 / 4 平等、それは差異をうけいれること

第2部 人との連帯 (solidarité)

第3章 連帯の精神

1 日常生活における連帯 / 2 町での奉仕 / 3 連帯した地位 / 4 世界市民

第4章 社会による保護

1 相互扶助から社会的連帯へ / 2 社会保障は我々を保護する / 3 社会保障 : 連帯する市民 / 4 試練にあう国民の連帯

第3部 市民の安全

第5章 安全、永遠の必要

1 コレージュでの安全 : みんなにかかわりのあること / 2 路上 : 危険を知ること学ぶ / 3 法の適用 : 警察と憲兵隊 (gendarmérie) / 4 安全の専門家 : 消防士

第6章 重大な危険に直面する : 市民の安全と防止措置

1 自然の暴力による危険 : 火山活動、地震、暴風 / 2 人間によって悪化された自然の危険 / 3 重大な科学技術による危険 : 防止措置と救助

(第4級)

第1部 権利と自由

第1章 人および市民の権利

(それは起こった!) 隷属から個人の自由へ / 1 個人の自由と私生活 / 2 往来の自由 / 3 思想の自由 / 4 政治的自由と民主主義

第2章 社会権

(それは起こった!) Moulinex さん:雇用のための戦い/1労働:みんなの権利?/2社会への参入:獲得すべき新たな権利/3人類の未来:未来の世代の権利

第3章 情報の問題点

(それは起こった!)メディアの圧力:ソマリア 1992年/1情報と自由/2情報と人間の尊重

第2部 フランスにおける司法

第4章 司法:民主主義の保障

1司法:国家による独占/2みんなのために、裁判をうける権利/(それは起こった!)ドレフュス事件:司法の誤り

第5章 裁判所、権利と自由に仕える組織

フランスの裁判機関

(それは起こった!)金の強要は凌駕しない/1刑事裁判:暴力に対する保障/2重罪院、知られた法廷/3民事裁判、人の権利の審判者/(それは起こった!)小さな仕事、本当の労働/4労働審判所、労働の裁判/5行政裁判、権利の国家の表現/6未成年者のために、適用される裁判所

第3部 人権とヨーロッパ

第6章 ヨーロッパの一体性と多様性:文化遺産

1ヨーロッパ人:共有される文化遺産/2ヨーロッパ人:強い国へのアイデンティティ/3ヨーロッパの学校

第7章 ヨーロッパの未来:より多くの自由のために人々を結びつける

1四十のヨーロッパ:人権を保護する空間/2十五のヨーロッパ:強められた結合

(第3級)

第1章 市民、共和国、民主主義

(それは起こった!)市民性、人の権利/1市民の共同体/2市民であること:権利と義務/3EUにおける市民/4フランス共和国の原理/5共和国のシンボル/6第五共和制、民主主義

第2章 共和国の権力の組織

組織図:第五共和制の制度/(それは起こった!)タバコとアルコール、法の歴史/1憲法、最高法規/2行政権/3立法権/4法の制定/5国の行政/(それは起こった!)Val-d'Oise 県の Francilienne:だれがその領域の行政を行なうか?/6地方自治体/(それは起こった!)ユーロ、EUの統一通貨/7フランスの制度とEU/8選挙:市民にかかわる事柄/9さまざまな政治選挙

第3章 政治的、社会的市民性

(それは起こった!)失業者の運動/1政党/2労働権と組合/3結社と圧力団体

第4章 民主主義の討論

(それは起こった!)世論調査、二千年においてどのような市民性?/1メディアと民主主義/2問題となる国家/3民主主義、科学と技術/4女性の地位

第5章 防衛と平和

(それは起こった!)防衛準備のよびかけ/1国の防衛の問題点/2国の防衛組織/3平和を維持するために:国連/4国際協力と連帯

フランスの公民教育⁵¹⁾は、日本での道徳教育の役割も含んでいる

(日本のように「道徳」の時間は設けられていない。94年のバイル一文相による「158の決定」でも公民教育の目的として、「社会生活、個人生活の領域における責任のモラルの習得」が挙げられている⁵²⁾ということもあり、教科書内容を単純に比較することはできない。が、あえて日本の公民教科書の内容と比較する観点からして、フランスの公民教科書内容には次のような特色が見受けられる。

第一に、学習者中心主義がうかがわれている点である⁵³⁾。学習者である子どもにとって身近な問題である学校(コレージュ)、教育制度とその歴史、学校における安全、少年司法などに多くのページが割かれている。なお、公民教育は学校内暴力問題の対応策のひとつとされてもいる⁵⁴⁾。

第二に、義務、国のシンボル(三色旗、ラ・マルセイユーズ、マリアンヌなど)、法の遵守、国防といったことが強調されている点である。権利のみならず、義務についても多くの言及がある。共和国内で共に生きる(vivre ensemble)のために、必要なモラルの育成が強調される⁵⁵⁾。なお、この点は日本での保守派の教科書攻撃の内容に合致するところといえよう⁵⁶⁾。ただし、ラ・マルセイユーズの一節は好戦的(guerrier)という記述するものもある⁵⁷⁾。

第三に、連帯(solidarité)の強調である。上記の通り、「連帯」の語が非常に多く登場している。

なお、教科書記述の分量は、85年以降の学習指導要領に基づいて作成されたものと比較すると減少している。CNPの提言をうけたものと思われる。

IV フランスの公民教科書と外国人(移民)問題、性差別問題

本稿ではさらに、フランスの公民教科書が、外国人居住者、移民問題および性差別問題をどうあつかっているかという観点から分析する。フランスの公教育、公民教育が前提としている国家観、自由観などを知るうえで有益と考えられる。

1 外国人(移民)問題

外国人、移民問題をめぐる対応策については、さまざまな見解がそれぞれの政党、団体などから出されている。それらについて、社会学者の梶田教授は枠組みを次のように整理している⁵⁸⁾。

(1)強制帰国…移民はフランスから排除される。

(2)同化(assimilation)…出身国の文化や慣習を放棄させ、受け入れ国の文化や慣習を取りいれさせて、移民はいわば別の存在になる。さらに、同化は、次の2つに分かれる。

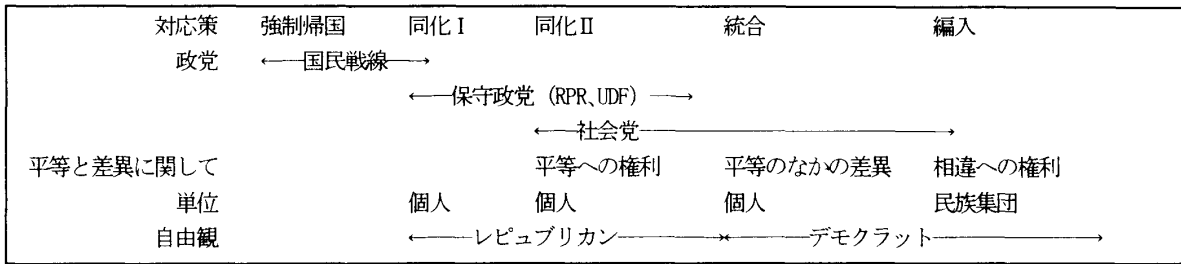
①同化I…文化的、民族的、宗教的属性をもったフランスへの同化

②同化II…革命によって誕生した共和国フランスへの同化

(3)統合(intégration)…フランス社会の異質な諸集団がその文化的特殊性を否定されることなく、「平等」「人権」等の理念を前提に、相互に融合しあう。個人を単位におく。

(4)編入(insertion)…移民の民族的・宗教的アイデンティティをそのまま保持

それぞれの対応策について、それらとかわる政党、自由観などを表にすると次のとおりとなる⁵⁹⁾。



85年の学習指導要領では、第4級で「外国人居住者」の項目があり、実際に作成された教科書でもそれに対応した章がつけられ、かなりの量の言及がある⁶⁰⁾。SOSラシズムに言及するものもあった⁶¹⁾。

それにたいして、現行学習指導要領では、「外国人」は登場しない。明らかに「同化」政策のほうに、教科書記述をシフトさせているといえよう。

また、教科書内に集団はほとんど登場せず（政党、圧力団体、労働組合くらい）、個人が単位となっている。

共和国のシンボル、共和国の理念（人権、ライシテ、民主主義など）が強調される。革命により、宗教は私的領域に属するとされたのである⁶²⁾。「同化I」の要素、まして「強制帰国」といった極右勢力の主張は登場しない。上記の「同化II」の枠組みの影響が強いのである。学校は公的空間とされ、他者の尊重が語られるが、私生活（vie privée）の尊重、相違への権利は私的空間に限られるとされる。またスカーフ事件に関して教科書で言及されているが、バイルー文相のスカーフを禁止する通達（94年、学校は（宗教を）誇示する記号（signes ostentatoires）の存在を受け入れることはできない⁶³⁾。）に触れているものもある⁶⁴⁾。宗教を公的領域に持ち込むことを許さないとする、レピュブリカンの要素が強いことは明らかである。

外国人はフランスの現行教科書にはほとんど登場しない。ましてや民族集団名は登場しない。93年ではフランス本土で小学生では8.4パーセントを占める外国人に言及がない。（ちなみに外国人の5割以上がいわゆるマグレブ3国出身、他のアフリカ諸国出身が約1割を占める。トルコ系も約1割、ポルトガルほかEU諸国出身は合計して15パーセントくらいである⁶⁵⁾。）学習指導要領で第4級の国のアイデンティティーのところの解説でヨーロッパ内の国のなかでの歴史、文化の多様性を学ばせるための例として「教育制度、マイノリティの位置、ライシテ」が挙げられているが、教科書にもそれに対応する記述があるくらいである。「イスラム教徒」についてもフランスの教科書には、ほとんど登場しない（「思想の自由」のところ、モスクが登場するくらいである⁶⁶⁾）。ちなみに日本の公民教科書には、アイヌ・在日韓国・朝鮮人問題が7種すべてに登場している⁶⁷⁾。日本の学習指導要領⁶⁸⁾及び文部省の発行する『中学校指導書社会編』⁶⁹⁾にはその点への言及はない、日本において外国人は人口の1パーセントをこえるにすぎないにもかかわらずである。

学習指導要領の公民教育の目的では「制度の知識は重要である、しかしそれだけで市民性の体験としてはならない。……（生徒は）獲得された知識の動員と使用を通して、日常の生活の状況と得るも

のと失うものについての分析へと教育される⁷⁰⁾。」とある。日常生活への、結びつきが強調されているというにもかかわらず、生徒の周囲に1割近く存在する外国人に対する言及がない。外国人を特別視することを、避けるようにしていると思われる。

以上の点だけから見ると、学習指導要領・教科書内容が、政権政党が左翼から保守・中道へ転換したことによってそれを反映して、外国人に対する対応策の記述は「同化II」の方向へ変節していると思われる⁷¹⁾。

2 性差別問題

性差別問題に関しても、85年では第4級で「女性の権利」の項目があったのに対し、現行学習指導要領では第3級で、選択テーマのひとつとして「社会、政治生活における女性の地位」が挙げられているにすぎない。必修から選択へと重要性がさげられているのである。外国人のみならず、女性も特別視することを、避けるようにしていると思われる。なお、筆者の調査した5種の教科書では、この選択とされたテーマに関して言及のないものが1種⁷²⁾、あるものが4種存在する。あるものうち、3種⁷³⁾はパリテ（parité）⁷⁴⁾の賛否両論に言及している。一方、もう1種は「憲法は政党に選挙候補者により多くの女性候補者を立候補させるように義務付けるために修正されなければならない⁷⁵⁾。」と述べている。教科書によって政治的意見の多様性が存在する、と見えそうである。

V 結びにかえて

これまで述べてきたようにフランスの教育課程行政、教科書においては、学習指導要領が存在し、教科書検定が存在しないゆえに、日本とは異なる統一性および多様性が存在すると結論付けられる。筆者は日本の問題を考えるに際して比較の対象としてフランスを選ぶことを有益と考えているが、本稿は比較教育課程行政研究、教科書研究⁷⁶⁾のほんの端緒に過ぎず、今後は公民教科書の他のイッシュュー、他の教科⁷⁷⁾、また今後導入されるリセにおける公民教育で使用される教科書⁷⁸⁾などの検討、またさらに他国との比較⁷⁹⁾も課題として残されている。これらについては今後の検討課題としたい。

註

1) 邦語による先行研究としては、桑原敏明「各国の教育課程行政フランス」(『学校経営』第7巻2号)、62年、田崎徳友「フランスの初等教育課程の特色」(『初等教育資料』第403号、81年、P21)、手塚武彦「フランスの教育課程」(岡津守彦監修『教育課程辞典(総論編)』小学館、83年、P63)、小川英子「フランスにおける学校お

よび教員に対する行政(二)』(『聖母女学院短期大学研究紀要』第15集、85年、P99)、桑原敏明「フランス」(『日本比較教育学会紀要』第11号、85年、同「フランスの教育課程の現状と動向」(日本教育経営学会編『教育経営の国際的動向』ぎょうせい、87年、P311)、小川英子「教育内容行政」(高木英明編『比較教育行政試論』行路社、90年、P181)、古沢常雄「フランスの教育改革と教育課程」(民主教育研究所編『世界の教育課程改革』民主教育研究所、96年、P101)参照。なお、兼子仁「日本の教育課程行政の異常性」(兼子仁『教育法学と教育裁判』勁草書房、69年、P4)参照。

2) Loi n° 89-486 du 10 juil. 1989. なお、同法条文は、小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂、97年、P369以下に訳出されている。

3) これは、ブルデュー・グロ委員会の「教育内容の検討のための原則」の第3原則で、「大綱(cadre)であって束縛(carcan)であってはならない」とされたのをうけている。Bourdieu, P., et Gros, F., Principes pour une réflexion sur les contenus d'enseignement, (*Le Monde de l'Éducation*, avril 1989, p.16.) なお、これは「教育内容の検討のための諸原則」として『世界』第541号、90年、P135以下、P138に訳出されている。

4) フランスにおける教育にかかわる審議会についての詳細な研究としては、小野田正利『教育参加と民主制』風間書房、96年参照。

5) *Bulletin Officiel de l'Éducation Nationale* (以下「B.O.」と略す。また、以下にフランスの文部省官報を引用するときは、すべて「B.O.」と略す。)

6) B.O., n° 8, 20 fév. 1992, p.491.

7) この過程については、Note de service n° 94-268 du 10 nov. 1994, (B.O., n.18, 15 déc. 1994, p.33)で規定されている。

8) 詳しくは、藤井佐知子「フランスの教育課程改革にみる分権化と規制緩和」(『フランス教育学会紀要』第11号、99年、P49以下、P51)参照。

9) コレージュ第6級については、B.O., n.6, 30 mars 1995, 第5、4級についてはB.O., hors-série, n° 1, 7 mars 1996, 第3級については、B.O., hors-série, n° 16, 11 déc. 1997, に収録されている。

10) B.O., hors-série, n° 1 du 7 mars 1996, p.3.

11) 同審議会の権限、構成などを規定する政令は、『フランスにおける『新教育基本法』下教育改革に関する総合的研究』科研費報告書、93年、P271以下に訳出されている。

12) なお、この過程については邦語文献では、「教師のために編集された手引書『教科書を選ぶに当たって：教育実践の課題』」(『日仏教育学会紀要』第3号、97年、P209)および、藤井前提論文註8)参照。

13) 藤井佐知子「統制と自律のバランス感覚」(『季刊人間と教育』第21号、99年、P39以下、P43)参照。

14) B.O., n° 25, 23 juin 1994, p.1734, なお、同決定は、小林順子前提書註2) P409以下に訳出されている。同決定にかかわる研究として、小野田正利「1990年代フランス教育政策の特質—『学校改革のための新しい契約/158の決定』の背景と意義—」(研究代表者、小林順子『現代フランス教育改革に関する総合的研究』科研費報告書、95年、P7)参照。

15) *Journal Officiel de la République Française, Débats Parlementaires, Assemblée Nationale*, 13 fév. 1995, p.838.

16) *Journal Officiel de la République Française, Débats Parlementaires, Assemblée Nationale*, 24 fév. 1997, p.902.

17) ただし、教員組合の反対はある。国民協議は、逃げ口上の協議(consultation albi)にすぎない、という。V. *Le Monde*, 12 avril 1995, p.10.

18) Ministère de l'Éducation Nationale, *Collèges, Programmes et Instructions*, 1985, CNDP, 第3級の内容の一部を訳出するものとして、桑原敏明「フランスにおける小・中学校の最新教育課程(抄訳)」88年、文部省科研費、公民科の内容を訳出し、それに基づいて作成された教科書の目次を訳出するものとして、田崎徳友「コレージュにおける公民教育の新『指導要領』と主要教科書」(研究代表者、石堂常世『フランスの道徳・公民教育 研究成果報告書』科研費報告書、91年、P158)参照。なお、この時期の歴史教育内容改革に言及するものとして古賀毅「フランスの歴史教育改訂[1984-85年]に関する考察」(『日仏教育学会年報』第2号、96年、P149)参照。

19) 第6級については、*Programmes de 6^e 1996, collection collège*, 1996, CNDP, 第5、4級については、B.O., hors-série, n° 1, 13 fév. 1997, 第3級については、授業時間数については、B.O., n° 5, 30 janv. 1997, p.322, 内容などについては、B.O., hors-série, n° 10, 15 oct. 1998, に収録されている。

20) V. *Le Monde*, 16 mars 1995, p.12.

21) 近年の、地方分権化の動向を反映しているとも考えられる。

22) B.O., hors-série, n° 1, 13, fév. 1997, p.15.

23) なお、フランスの地域語教育に言及するものとして、坂井一成「『地域語』教育の現在」(『教育と情報』97年10月号、P38)、同「地方分権化と欧州統合推進下におけるフランスの教育政策動向」(『教育と情報』98年10月号、P34以下、P37)参照。

24) Loi n° 59-1557 du 31 déc. 1959, art.4, al.3. なお、フランスの私学助成法は、以後71年(Loi n° 71-400 du 1er juin 1971)、77年(Loi n° 77-1285 du 25 nov. 1977, いわゆるゲルムール法)、85年(Loi n° 85-97 du 25 janv. 1985)に改正、制定されている。同条文同条項は、77年に一度改正されたが85年にまた元にもどされた。改正変遷の一覧として、中村英「フランス『私学助成法』改正経過一覧」(『東北学院大学論集 法律学』第29号、86年、P132)参照。なお、フランスの私立学校制度に言及するものとして、小川英子「教育の自由に関する法律 フランスにおける国家と私立学校の関係を中心に」(『聖母女子短期大学紀要』第8集、78年、P89)同「フランスにおける国と私立教育機関との関係について」(『教育行財政研究』第7号、79年、P74)同「私立学校教育—1980年代の国と私立教育機関の関係—」(研究代表者、原田種雄『最近のフランス教育改革』科研費報告書、88年、P213)参照。また、憲法学サイドのものとして、中村睦男「フランスにおける私学助成をめぐる憲法問題」(遠藤博也編『公法と経済法の諸問題上』有斐閣、81年、P119)参照。

25) Loi du 31 déc. 1959, art.5, al.1.

26) Loi du 31 déc. 1959, art.4, al.2. なお、同条文は、77年に、一度「公教育の一般的諸規定と教育課程とに従って行なわれる」

と改められたが、のちに85年にまたもとに戻された。

27) Décret n° 60-389 du 22 avril 1960, art. 3.

28) Décret n° 60-390 du 22 avril 1960, art. 2.

29) Décret n° 99-224 du 23 mars 1999, art. 4.

30) Ministère de l'Éducation Nationale de l'Enseignement Supérieur de la Recherche et de l'insertion professionnelle, *Repères & Références Statistiques sur les enseignements et la formation*, 1995, p. 21, p. 49 より作成。なお、コレージュの単純契約校在籍者はほとんどいない。

31) 前提註19)で挙げた文部省官報による。なお、坂井一成「市民社会の構成員としての資質向上を目指すフランスの公民教育」(『教育と情報』98年12月号、P10)参照。

32) 邦語による先行研究として、野田良之『フランスにおける教育の自由』(『教育』第271号、71年、P6)、手塚武彦「フランス」(『季刊教育法』第41号、81年、P120)、村越邦男「統一基準のもとで自由に出版、採択」(『文化評論』81年、第244号)、古沢常雄「フランスの教科書事情」(『国民教育』第54号、82年、P123)、古沢常雄「フランス 教師が自由に選んで使う」(『子どものしあわせ』、83年4月号、P30)手塚武彦「教材、教具としての教科書」(『教育』438号、84年)、手塚武彦、桑原敏明、原田種雄「フランス」(『教科書からみた教育課程の国際比較1総論編』84年、ぎょうせい、P166)、高津芳則「フランスの教科書制度」(『教育』第521号、90年、P91)、桑原敏明「フランス」(『教科書の質的向上に関する総合的調査研究成果報告書』91年、P250)。なお、他に、財団法人教科書研究センターが出版している海外視察報告書がある。そのうちフランスに言及するものとしては『海外教科書事情視察団報告書第1回、第5回、第6回』(77年、P65、84年、P41、85年、P23)『海外教科書事情調査団報告書』88年、P47、『平成2年度海外教科書事情調査報告書』91年、P35)。

33) Note de Service, n° 99-123 du 23 mars 1999, (B.O., n° 31, 9 sept 1999, p. 1544.)

34) 小野田、前提書註4)、P190参照。

35) Décret du 21 fév. 1914.

36) Circulaire n° 78-114 du 15 mars 1978, (B.O., n° 12, 23 mars 1978, p. 975.)

37) 高津、前提論文註32)、P94参照(A. Choppin氏の発言)。

38) Arrêté du 11 janv. 1865.

39) Loi du 27 fév. 1880, art 4, 5.

40) なお、Choppin, A. et Clinkspoor, M. *Les Manuels Scolaires en France, textes officiels 1791-1992*, INRP, 1993, p. 555-561に、これまで発行が禁じられた教科書のリストが収録されている。

41) Note de service n° 86-133 du 14 mars 1986, (B.O., n° 11, 20 mars 1986, p. 1095.)

42) Choppin, A., *Le Cadre Législatif et Réglementaire des Manuels Scolaires II, De 1940 à Nos Jours, (Histoire de l'Éducation*, n. 34, 1987, p. 19.

43) Choppin, A.,によると、個人で使用する学用品は原理上は、Décret du 29 janvier 1890.に従うと家庭の負担となるが、実際には無償となっていたという。V. Choppin, A., *Les Manuels Scolaires: Histoire et Actualité*, Hachette, 1992, p. 44. Choppin,

A., "Le Cadre", p. 21.

44) 公立に関しては、Circulaire n° 75-297 du 5 sept. 1975, (B.O., n° 32, 11 sept. 1975, p. 2616.), Circulaire n° 75-298 du 5 sept. 1975, (B.O., n° 32, 11 sept. 1975, p. 2617.), 協同契約下私立に関しては、Circulaire n° 76-227 du 9 juil. 1976, (B.O., n° 28, 15 juil. 1976, p. 2425.)をはじめ、無償の範囲を広げていくとする、通達が何度も出されていった。

45) Choppin, A., *Manuels Scolaires et Politique Éducative en France*, (『日仏教育学会年報』第3号、97年、P11以下、P16)

46) なお、教科書執筆および編集の過程については、Choppin, A., "Histoire et Actualité", p. 87、参照。

47) フランスにおける教科書観については、桑原敏明「外国の学校教育における教科書の位置 フランス」(『指導と評価』第38巻8号、92年、P40)参照。

48) CONFRECAの調査による。Choppin, A., "Le Cadre", p. 34より引用。

49) Nathan, Bordas, Hachette, Belin, Hatierの5社

50) *Éducation Civique, Demain, citoyens, 8, 5, 4, 3*, Nathan, (1996, 1997, 1998, 1999.)

51) これまでのフランスの公民教育に言及する邦語文献として、石堂常世「学校における道徳教育—フランスにおける教育世俗化の問題を中心に」(天野正治他編『現代教育問題史』明玄書房、79年、P259)、井上星児「新しい共同体における新しい公民倫理の模索」

(『季刊教育法』第41号、81年、P190)、手塚武彦「フランスにおける道徳教育—学校における道徳教育の動向」(道徳教育比較研究委員会『道徳教育の基本的動向と課題』国立教育研究所内道徳教育比較研究委員会、81年、P40)、同「フランスにおける市民教育と道徳教育」(国立教育研究所内道徳教育研究会編『道徳教育の現状と動向』ぎょうせい、82年、P90)、小林順子「道徳・公民教育」(原田種雄他編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部、88年、P264)、石堂常世「市民性育成教育の論理と構造」(『比較教育学』第15号、89年、P2)、同「新編『公民教育』にみるフランス革命の“遺産”について」(『フランス教育学会紀要』第2号、90年、P107)、石堂常世『フランスの道徳・公民教育—研究成果報告書、資料集』科研費報告書、91年、所収の諸論文、諸資料、石堂常世編『教育的価値の問題に関する今日的検討—日仏共同研究』日仏教育学会、95年、所収の諸論文、など参照。

52) mesures n° 10 et 44, (B.O., n° 25, 23 juin 1994, p. 1736.)

53) 教育基本法第1条及び付属報告書でも、公教育は生徒および学生を中心にする旨が述べられている。その点につきさしあたり、井上星児「生徒起点の発想とヨーロッパ的視野—ロカール=ジョスパンの『ヴォロントリスム教育改革』の二極論理」(研究代表者、桑原敏明『フランスにおける『新教育基本法』下教育改革に関する総合的研究』科研費報告書、93年、P13)参照。

54) V. B.O., n° 41, 20 nov. 1997, p. 2792.

55) V. B.O., n° 36, 16 oct. 1997, p. 2509, B.O., n° 15, 9 avril 1998, Supplément.

56) 最近のものとしては、佐藤光「人権一点張りの『公民』教科書」(『正論』98年9月号、P307)、八木秀次「こんな公民教科書でマトモな子は育たない」(『諸君!』98年5月号、P200)参照。

- 57) *Éducation civique*, 3, Bordas, 1999, p. 14.
- 58) 梶田孝道「同化・統合・編入」(伊豫谷登士翁、梶田孝道編『外国人労働者論』弘文堂、92年、P205以下、P206)参照。
- 59) 梶田、前提論文、P243に依拠しながら、筆者が作成。なお、レピュブリカンデモクラットについては、樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会、94年、P99、参照。
- 60) *Éducation civique*, 4, Nathan, 1988. では、10ページが割かれている。
- 61) *Éducation civique*, 4, Hachette, 1992, p. 42.
- 62) その点にかかわる問題点を指摘するものとして、池田賢一「フランス多民族国家における『統合』社会像の矛盾」(『比較教育学研究』第24号、98年、P86)参照。
- 63) B.O. n° 35, 29 Sept. 1994, p. 2528. なお、「スカーフ事件」等にかかわる法的問題、通達などに言及するものとして、さしあたり小泉洋一「教育と宗教に関する法的問題」(『日仏教育学会紀要』第3号、97年、P107)
- 64) *Éducation civique*, 4, Bordas, 1998, p. 82.
- 65) 前提書註18)、P69、P121参照。
- 66) *Éducation civique*, 4, Demain, citoyen, Nathan, 1998, p. 14.
- 67) 『新編 新しい社会公民』東京書籍、99年、では、この問題にかかわって5ページが割かれている。
- 68) 文部省『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局、89年
- 69) 文部省『中学校指導書社会編』大阪書籍、89年
- 70) *Programmes de 6^e 1996, collection collège*, 1996, CNDP, p. 56.
- 71) なお、小林教授は「…フランスの教育課程再編成の原理は個人主義に立脚した統合主義的立場にある」と述べている。小林順子「フランスにおける教育課程再編成の原理に関する一考察」(『フランス教育学会紀要』第11号、99年、P57以下、P66)
- 72) *Éducation civique*, 3, Hachette, 1999.
- 73) *Éducation civique*, 3, Bordas, 1999, p. 74, *Éducation civique*, 3, Belin, 1999, p. 72, *Éducation civique*, 3, Hatier, 1999, p. 88.
- 74) パリテについては、さしあたり、石田久仁子「パリテ、フランスの場合」(『女性空間』16号、99年、P61)、同「パリテ、その後」(『女性情報ファイル』第60号、P2)、白土康代「『蠅の交尾』と呼ばれた『パリテ論争』」(『女性情報ファイル』第60号、P1)参照。
- 75) *Éducation civique*, 3, Demain, citoyens, Nathan, 1999, p. 78.
- 76) 単一の著者による比較研究の先行研究としては、米、英、西独、仏を比較するものとして、桑原敏明「教育課程行政のあり方」(『教育学研究』第54巻1号、87年、P112)がある。
- 77) 邦語による近年(85年以降)のフランスの他教科教科書の研究としては、高校地理教科書の資源・エネルギーに関する分野を扱うものとして、「フランス」(『資源、エネルギーに関する教科書内容についての国際的比較調査研究』93年、グローバルビジョン、P317)、国語(フランス語)教科書を扱うものとして、中西一弘「フランスの教科書の特徴」(『現代教育科学』第486号、97年、P86)、同「フランスの国語教科書の半世紀」(『学大国文』第41号、98年、P1)、小学校理科教科書を扱うものとして、戸北凱惟「フランスにおける初等理科の改革と現行教科書からみた特徴」(『科学教育研究』第23巻3号、99年、P186)、等がある。
- 78) 今後リセにおける公民教育の導入に関しては、さしあたり夏目達也「フランスの高校教育課程改革」(『内外教育』99年7月16日、P8)参照。
- 79) 邦語による近年の外国公民教科書の研究としては、アメリカを扱うものとして、吉村功太郎「アメリカ公民教科書の研究—『American Government』の場合—」(『教育学研究紀要』第2部第36巻、90年、P241)、同「アメリカ公民教科書の研究(2)—『American Citizenship』の場合—」(『岐阜工業高等専門学校紀要』第31号、96年、P51)、同「アメリカ公民教科書の研究(3)—『Civics for Americans』の場合—」(『岐阜工業高等専門学校紀要』第31号、96年、P65)、同「アメリカ公民教科書の研究(4)—育成をめざす市民的資質と民主主義観との関連—」(『岐阜工業高等専門学校紀要』第34号、99年、P103)がある。

The Educational Administration on Curriculum and Textbooks in France —especially those of civics in junior high schools—

Takashi OTSU

When we concern about the administration of curriculum, it is useful if we compare with that of France. There are many devices for maintaining uniformity and diversity in textbooks. There is a course of study (*Programmes*), but no textbook authorization in France. A course of study has a great influence on the contents of textbooks instead. And by analyzing the contents of textbooks on civics for junior high schools (*collèges*), we can get some ideas about the facts concerning contents of textbooks. The contents of textbooks are organized in children-centered way, and emphasize the importance of obligations, national symbols, obedience to laws, and so on.

In this paper, findings are organized and presented under the following titles;

- I The Educational Administration on Curriculum in France
- II The Textbook system in France
- III The Contents of Textbooks of Civics for Junior High Schools (*Collèges*)
- IV The Problems of Foreigners and Sex Discrimination in Textbooks
- V Conclusion